

岩手県医療局管理規程第3号

医療局長の権限に属する事務の委任に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成22年3月31日

岩手県医療局長 田村均次

医療局長の権限に属する事務の委任に関する規程の一部を改正する規程

医療局長の権限に属する事務の委任に関する規程（昭和35年岩手県医療局管理規程第5号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(病院の長委任事項)</p> <p>第2条 病院の所掌に係る事務に関し、当該病院の長に委任する事項は、次に掲げるとおりとする。ただし、医療局組織規程（昭和35年岩手県医療局管理規程第1号。以下「組織規程」という。）<u>別表第3</u>の右欄に掲げる病院の長にあっては、第3号から第5号まで及び第13号に掲げるものを除く。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 利用料、使用料、手数料、固定資産及び不用品の売払代金その他の収入金を徴収すること。ただし、<u>組織規程別表第3</u>の右欄に掲げる病院の長にあっては、診療契約に係る利用料等（別に定めるものを除く。）及び労働基準法（昭和22年法律第49号）第24条第1項ただし書の規定に基づき控除することとされているもの（以下「診療契約利用料等」という。）の徴収を除く。</p> <p>(3) 診療契約の締結に関すること。ただし、契約内容が他の病院（<u>組織規程別表第3</u>の左欄に掲げる病院（以下「特定病院」という。）にあっては、同一の病院群（当該特定病院及び同欄に掲げる区分に応じ、同表右欄に掲げる病院をいう。以下同じ。）を構成する病院を除く。）に及ばないものに限る。</p> <p>(4)～(22) [略]</p> <p>2 特定病院の長に委任する事項は、前項各号に掲げるもののほか、<u>組織規程別表第3</u>の左欄に掲げる区分に応じ、同表右欄に掲げる病院に係る次に掲げる事項並びに前項第4号、第5号及び第13号に掲げる事項とする。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>3 [略]</p> <p>(企業出納員委任事項)</p> <p>第4条 企業出納員に委任する事項は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 本庁、当該病院又は当該病院附属診療所に係る収納、支払その他これに附帯する会計事務。ただし、<u>組織規程別表第3</u>の右欄に掲げる病院にあっては、当該病院に係る収</p>	<p>(病院の長委任事項)</p> <p>第2条 病院の所掌に係る事務に関し、当該病院の長に委任する事項は、次に掲げるとおりとする。ただし、医療局組織規程（昭和35年岩手県医療局管理規程第1号。以下「組織規程」という。）<u>第4条第26項第24号の表</u>の右欄に掲げる病院の長にあっては、第3号から第5号まで及び第13号に掲げるものを除く。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 利用料、使用料、手数料、固定資産及び不用品の売払代金その他の収入金を徴収すること。ただし、<u>組織規程第4条第26項第24号の表</u>の右欄に掲げる病院の長にあっては、診療契約に係る利用料等（別に定めるものを除く。）及び労働基準法（昭和22年法律第49号）第24条第1項ただし書の規定に基づき控除することとされているもの（以下「診療契約利用料等」という。）の徴収を除く。</p> <p>(3) 診療契約の締結に関すること。ただし、契約内容が他の病院（<u>組織規程第4条第26項第24号の表</u>の左欄に掲げる病院（以下「特定病院」という。）にあっては、同一の病院群（当該特定病院及び同欄に掲げる区分に応じ、同表右欄に掲げる病院をいう。以下同じ。）を構成する病院を除く。）に及ばないものに限る。</p> <p>(4)～(22) [略]</p> <p>2 特定病院の長に委任する事項は、前項各号に掲げるもののほか、<u>組織規程第4条第26項第24号の表</u>の左欄に掲げる区分に応じ、同表右欄に掲げる病院に係る次に掲げる事項並びに前項第4号、第5号及び第13号に掲げる事項とする。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>3 [略]</p> <p>(企業出納員委任事項)</p> <p>第4条 企業出納員に委任する事項は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 本庁、当該病院又は当該病院附属診療所に係る収納、支払その他これに附帯する会計事務。ただし、<u>組織規程第4条第26項第24号の表</u>の右欄に掲げる病院にあっては、当</p>

<p>納（診療契約利用料等に係るものを除く。）その他これに 附帯するものに限る。</p> <p>(2) [略]</p> <p>2 特定病院の企業出納員に委任する事項は、前項各号に掲げ るもののほか、組織規程別表第3の左欄に掲げる区分に応じ、 同表右欄に掲げる病院に係る収納（診療契約利用料等に係る ものに限る。）、支払その他これに附帯する会計事務とする。</p> <p>3 [略]</p>	<p>該病院に係る収納（診療契約利用料等に係るものを除く。） その他これに附帯するものに限る。</p> <p>(2) [略]</p> <p>2 特定病院の企業出納員に委任する事項は、前項各号に掲げ るもののほか、組織規程第4条第26項第24号の表の左欄に掲 げる区分に応じ、同表右欄に掲げる病院に係る収納（診療契 約利用料等に係るものに限る。）、支払その他これに附帯す る会計事務とする。</p> <p>3 [略]</p> <p>4 <u>前3項の規定にかかわらず、個人未収金に係る収納につい ては、医療局長が別に定めるところにより当該病院又は附属 診療所以外の病院の企業出納員に委任できるものとする。</u></p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。